

## [事案 2022-308] 新契約無効請求

・令和5年8月16日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成27年3月に契約した医療保険（契約①）および終身保険（申立外契約①）、令和4年3月に契約したがん保険（契約②）および介護年金保険（契約③）について、以下等の理由により、契約①②③を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成27年1月、A募集人に「65歳までの払込みの終身保険」と要望を伝えたところ、「要望どおりで作ったので」と言われたため、契約①と申立外契約①を契約したが、契約①は終身払込にされていた。
- (2)令和4年1月、B募集人に「終身保険で、70歳まで働けそうなので70歳までの払込みで」との要望を伝えたところ、「要望に沿った保険だから」と言われて、契約②③を契約した。その際、募集人からプリントした紙を見せられたが、詳しい説明はされず、タブレットを早口で読み上げられ、「読みましたよね。はいをタッチしてください」と言われ、それを何回か繰り返して最後に「この中に名前を書いて下さい」と言われた。
- (3)令和4年10月、B募集人から、良い保険が有ると言われ契約①から乗換えて終身医療保険（申立外契約②）を申し込んだが、翌日、契約のプリントが書留で届き確認したところ、終身払込にされていたため、コールセンターに電話して申立外契約②も契約①の解約もキャンセルしてもらった。その時に、契約①②③の内容も確認したところ、いずれも終身払込にされていることを知った。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①について、申立人がA募集人に保険料払込期間65歳までという要望を伝えていたという事実については、A募集人が亡くなっており確認できないため不明だが、契約①の申込手続で使用されたタブレット端末には、保険料払込期間が「終身」と記載されており、申込時、保険料払込期間が終身であることについて、A募集人が申立人に確認をしていたと考えられる。また、契約①は、保険期間、保険料払込期間、ともに終身でしか設定できない保険である。
- (2)契約②③について、B募集人は、保障内容、保険料、保険料払込期間等を、設計書の記載を示しながら説明した。また、契約③は、保険期間、保険料払込期間、ともに終身でしか設定できない保険である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を把握するため、申立人およびB募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。